



練環環収第 224 号

平成 15 年 10 月 30 日

東京都知事

石原 慎太郎 様

練馬区長

志村 豊志郎



都市高速道路外郭環状線（世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間）  
事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について（回答）

平成 15 年 9 月 16 日付け 15 環都影第 200 号により、貴職より照会のあり  
ました標記の件について、別紙のとおり、本職の意見を提出いたします。

なお、今回の意見は、当区の自然環境、生活環境を保全していくうえで重  
要な内容を含んでいるため、その採否および理由についてお知らせいただき  
たく、ご高配のほど、よろしくお願い申し上げます。

担当

練馬区環境清掃部環境保全課環境計画主査

小林 川上

電話 (3993) 1111 内線 8881

## 東京外郭環状線（世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間）

## 事業の環境影響評価方法書に対する意見

平成 15 年 10 月

練 馬 区

## 1. 環境影響評価全般について

## (1) 区民への説明や区民意見の反映に関する事項

番号	意 見	理 由
1	<p>練馬区民に対し、環境影響評価の目的、意義および内容が十分に理解されるよう、本件環境影響評価の内容は、手続に係る図書の縦覧や説明会のみならず、住民参加方式を取り入れて、区民に説明し、またその意見・要望を聴くこととされたい。</p> <p>また、区民の意見・要望については、十分に検討し、可能な限り、環境影響評価の実施および環境保全のための措置の検討に反映するよう努められたい。</p>	<p>環境影響評価制度の趣旨に照らし、環境影響評価の実施および環境保全のための措置の検討は、住民参加のもとで行われることが必要とされる。東京外郭環状線（世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間）事業の実施に伴う環境影響については、国土交通省と東京都は、既に、当区の区民に対する説明や意見聴取に努めていると認識しているが、環境影響評価方法書の手続を機に、住民参加方式による説明、論議を充実させるなど、本事業に係る環境保全への取り組みについて区民の理解を得るために、今後、より一層の努力をするようお願いするものである。</p>
2	<p>環境影響評価方法書に限らず、今後作成される図書類については、その説明等に図表やイラストなどを用い、区民にわかりやすくするよう配慮されたい。</p>	<p>方法書を閲覧した区民の多数から、専門的でわかりにくい、法による環境影響評価の手続がわからないなどの指摘が寄せられている。多くの区民の理解のもとに、環境影響評価を実施するためには、事業者または環境影響評価の実施者として、環境影響評価図書をよりわかりやすくしていくよう努める必要があると考える。とりわけ、予測評価の結果の説明については、たとえば、推計交通流態図、大気汚染・騒音等のコンター図を用いるなど、わかりやすくする配慮が必要である。</p>

## (2)環境影響評価の実施前に行うべき事項

番号	意見	理由
3	調査に着手する前に、本計画道路の環境影響に係る調査、予測評価について、より具体的な内容を示すこととされたい。	方法書では、調査、予測評価の具体的な方法が示されないため、調査の範囲、調査や予測評価を行う地点・位置、調査時期・期間、評価指標となる具体の基準などが必ずしも明確になっていない。調査等に着手する前に、目白通り（放射7号線）および青梅街道（放射6号線）と接続するインターチェンジの設置の有無、換気所の設置位置等、今後検討するとされている計画の変動幅を考慮して（すなわち、検討し得る全ての場合を想定して）、上記の調査・予測評価の具体的な内容を明らかにすることにより、本環境影響評価に対する区民の理解を深めることができるものと考えられる。

## (3)環境影響評価結果の利用に関する事項

番号	意見	理由
4	調査、予測評価は、インターチェンジや換気所等、方法書において今後検討するとされている計画道路の構造を考慮して行い、それらの結果を、準備書の作成以前に区民に公表されたい。	方法書の公表にあたって、国土交通省と東京都は、地域住民等から「検討の熟度を高めるためには、より詳細な環境への影響についてデータを示し、より具体的な議論をすべきである。」との意見が多く寄せられていることを受け、環境アセスメントの仕組みを活用して、環境への影響をより詳細に把握するための調査を行うとしている。すなわち、今回行われる調査、予測評価は、本計画道路について幅広い議論をするための素材になると期待されるものである。 そのためには、目白通り（放射7号線）および青梅街道（放射6号線）と接続するインターチェンジの設置の有無、換気所の設置位置等、今後検討するとされている計画道路の構造について、検討し得る形態ごとに、ジャンクション、インターチェンジ、換気所周辺等の地点において、調査、予測評価結果を示し、これを準備書作成以前の段階で公表することが望ましい。

(4)東京外郭環状線の既供用部分に関する調査、予測および評価

番号	意見	理由	由
5	東京外郭環状線の既供用部分（放射7号線～埼玉県境間）の交通量および大気環境等への影響について、本道路の管理者とも協議の上、調査、予測評価を行い、その結果を説明されたい。	<p>東京外郭環状線（放射7号線～埼玉県境間）については、東京都環境影響評価条例に基づいて行われた環境影響評価において、供用開始時点での交通量が約35,000台（ネットワーク完成時約80,800台）と推計されており、これを基に、大気汚染、騒音等の予測評価が行われた。</p> <p>しかしながら、この区間の現況交通量（平成11年度日本道路公団測定）は7万台を越えており、二酸化窒素については、概ね環境基準を達成しているものの、平成10年度には環境基準超過が見られた。また騒音については、サービス道路を走行する自動車の影響も加わって、環境基準超過の実態が見られる。</p> <p>本計画道路の整備に伴い、これと一体の道路となる東京外郭環状線の埼玉県境～放射7号線間の交通量に変化し、その結果その周辺の大気質、騒音、振動等への影響があると考えられる。</p> <p>現行の環境影響評価制度上の取扱にかかわらず、この点を十分に検証する必要がある。道路管理者に十分に説明し、協議の上、この区間における調査、予測評価を実施していただきたい。</p>	

2. 調査、予測、評価の項目について

番号	意見	理由	由
6	換気所やジャンクションの周辺でのベンゼンの濃度について、事前、事後の調査を実施し、さらに予測評価も実施されたい。	<p>ベンゼンについては、大気中の環境基準（環境基準 1年平均値が0.003mg/m<sup>3</sup>以下であること）が定められており、かつその多くが自動車に起因して環境中に排出される。ちなみに、東京都の平成13年度の調査によれば、東京都の自動車排出ガス測定局におけるベンゼンに係る環境基準の達成率は50%である。</p> <p>以上により、ベンゼンについて調査および予測評価を実施する必要がある。</p>	

番号	意見	理由
7	水質汚濁を工事中および供用後の調査、予測および評価の項目として追加すべきである。	工事中については、地盤凝固剤、その他の土壌改良剤の使用の有無によっては、地下水等の水質汚濁の発生の可能性がある。また供用後については、雨水や地下水の浸出水、事故時の処理水などにより水質汚濁の発生が考えられる。これらについて予測評価を行い、環境保全のための措置を検討することが必要とされる。なお、浸出水が発生すると予測される場合は、その発生量等によっては活用方法についても検討いただきたい。
8	土壌中の有害物質について調査を行い、対策を明示されたい。	面積が 3,000m <sup>2</sup> 以上の一団の土地において掘削等を実施する場合、その行為は、東京都「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」第 117 条に定める土地の改変に該当し、当該土地における過去の有害物質取扱事業所の設置状況等を調査し、必要な場合は、土壌汚染状況の調査、汚染拡散の防止のための対策等を実施する必要がある。この規定に沿って調査および対策を実施するだけでなく、その内容を準備書で説明し、周辺住民等の理解を得るようすべきであると考えられる。
9	事故等緊急時の大気・水質への影響とそれに伴う人体・動植物・生態系への影響について予測評価し、その対策を示すべきである。	本計画道路は大深度地下を活用するため、事故等緊急時の火災による煙や油の流出による影響が局所的に大きくなる可能性がある。 緊急時の環境保全のための措置についてあらかじめ予測し対策を検討することは、環境に係わるリスクマネジメントとして不可欠のことであると考えられる。

### 3. 調査、予測、評価の方法について

番号	意見	理由
10	供用後の推計交通量の設定にあたっては、事例となる道路の選定などについて詳細かつ慎重に検討を加え、可能な限り推計の精度を高めるよう努められたい。また推計値の精度について説明されたい。	供用後の交通量（時間率、大型車混入率、重方向係数などを含む。）の推計においては、これらが、大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ベンゼン）、騒音、振動の予測の基礎となるものであることから、事例とする道路の選定等を詳細かつ慎重に行うとともに、推計方法についても、可能な限り精度の高い方法を採用すべきである。また、その際に、推計値の精度について説明すべきであると考えられる。

番号	意見	理由
1 1	<p>供用後の推計交通量の設定については、供用開始時点と都市計画道路ネットワーク完成時点の推計値を示すほか、その間の交通量の变化予測についても言及すべきである。</p>	<p>供用開始時点から都市計画道路ネットワーク完成時点までの間の都市計画道路整備の進捗状況によっては、供用開始時点と都市計画道路ネットワーク完成時点の交通量を上回る交通量が発生し、かつその期間もかなりの長期間にわたる可能性がある。したがって、そのような交通量の発生の可能性がないかを検証し、もしその可能性がある場合は、必要に応じ、交通量の推計ならびに大気質、騒音、振動等の予測において、説明すべきであると考えらる。</p>
1 2	<p>大気質、騒音、振動の予測に使用する自動車走行速度は、類似の既供用道路の実測値を参考に設定すべきである。</p>	<p>自動車の走行速度は、時間帯等さまざまな条件により変化する。したがって、予測評価に使用する走行速度は、類似の既供用道路の実測値を参考に、きめ細かく、実態に合わせて設定することが必要とされる。</p>
1 3	<p>供用後の推計交通量については、練馬区内の谷原交差点など、設置予定のジャンクションや今後検討されるインターチェンジを通じて、本計画道路に接続する可能性のある周辺の幹線道路についても算出し、その結果を交通流態図などで分かりやすく表示していただきたい。</p>	<p>本計画道路の整備に伴い、周辺の幹線道路の交通量や沿道環境に変化が生じるものと考えられる。その変化がどのようなものか、具体的に説明することが必要である。</p> <p>東京外郭環状線（放射7号線～埼玉県境間）、目白通り（放射7号線）、笹目通り（補助第134号線）および谷原交差点ならびにインターチェンジの設置位置によっては青梅街道（放射6号線）をはじめとして、周辺の幹線道路について、本計画道路供用後の推計交通量を示していただきたい。</p>
1 4	<p>大気質の予測評価に使用するバックグラウンド濃度については、大気汚染対策の進捗状況等を踏まえて推計を行うべきである。</p>	<p>大気質の予測評価に使用する推計バックグラウンド濃度を、大気汚染対策や自動車交通公害対策に係わる計画を参照するだけでなく、現在の大気汚染対策の進捗状況等を加味して算出することにより、実態を反映した、精度の高い予測がなされるものと考えらる。</p>

番号	意見	理由
15	<p>浮遊粒子状物質の調査、予測評価にあたっては、可能な限り詳細に行うことが必要とされる。</p>	<p>都市部においては、道路沿道をはじめ、浮遊粒子状物質の環境基準達成率は極めて低く、環境上の大きな課題となっている。これに対し、国および東京都では、浮遊粒子状物質の削減を目標にディーゼル自動車対策を進めているところであり、当区においても、助成制度の創設等により、ディーゼル自動車による粒子状物質の削減に向けた取り組みを進めている。このような状況に鑑み、本事業の実施後の、周辺地域の浮遊粒子状物質濃度がどのような状況になるか明らかにする必要があり、方法書において、その調査、予測評価の実施が明記されていることは評価されるものである。従来、道路事業に係る環境影響評価においては、技術的な理由から、浮遊粒子状物質の予測評価が十分に行われてこなかった経過がある。本環境影響評価において、浮遊粒子状物質の予測を、その生成過程や換気所の浄化能力を考慮して可能な限り詳細に行うことで、環境影響評価における浮遊粒子状物質の予測評価手法の確立に資することが期待される。</p>
16	<p>大気質、騒音については、区民の生活空間の高さを考慮した地上高において予測評価を実施すべきである。</p>	<p>ジャンクション周辺等で、将来土地利用が変化し、様々な高さに区民の生活空間が展開していく可能性がある。大気質、騒音等についてはこの点を考慮した地上高の位置において予測評価を実施する必要がある。</p>
17	<p>供用後の騒音の予測評価においては、背後地を考慮して行う必要がある点に留意されたい。</p>	<p>供用後の自動車の走行に伴う騒音については、幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準のほか、背後地に適用される基準に留意し、この地点についても調査を行い、予測評価結果を示すことが必要とされる。</p>

番号	意見	理由
18	<p>大気質や騒音、振動の予測にあたって、予測モデルを使用する場合は、次のことに留意されたい。</p> <p>(1)予測モデルの有効性  (2)予測値の精度  (3)道路またはその構造体ごとの寄与度</p>	<p>本計画道路の構造の特殊性に鑑み、従来の大気汚染や騒音、振動の予測モデルで十分対応できるか、検討を加える必要がある。その結果、既存の予測モデルで十分な予測結果が得られない可能性がある場合は、既存の予測モデルの改良や新たなモデルの開発も検討する必要があると考える。</p> <p>有効な予測モデルを使用した場合でも、当該予測モデルによる予測値の精度について説明を加え、区民等の理解を深めることが必要とされる。</p> <p>また、大気質、騒音、振動の予測においては、換気所、ジャンクションの各ランプ等の構造体ごとに、その寄与度を示すことにより、環境保全のための措置の検討などをきめ細かく行うことができるとともに、その検討過程が、区民等に理解されやすくなると考える。</p>
19	<p>地盤（水循環）の調査および予測評価については、詳細かつ幅広く実施すべきである。</p>	<p>方法書に記載された事業の基本イメージによれば、本事業における大深度地下利用は、陸地部分で行われるものとしては、我が国では過去に例のない大規模なものである。したがって、事業の実施に伴う地下水等への影響については、その項目および影響地域について、通常の下地利用で考えられる範囲にとどまらず、詳細かつ幅広く検討すべきである。調査範囲としては、「土壌汚染対策法の施行について（平成15年2月4日環水土第20号環境省環境管理局水環境部長通知）」を参考に、上記の考えに基づいて安全率を見込んで設定することなどが考えられる。</p>



番号	意見	理由
20	<p>地形・地質、地盤（水循環）、水質、動物、植物、生態系、景観および人と自然との触れ合い活動の場の調査、予測評価にあたっては、計画道路区域内またはその近傍にある八の釜憩いの森、白子川、石神井公園を調査、予測評価地点として選定されたい。また、他の練馬区内の湧水池、樹林地、自然公園等も、換気所の設置位置等によっては、調査、予測評価地点として加える必要があると考える。</p>	<p>計画道路の区域内またはその近傍に存在する八の釜憩いの森、白子川、石神井公園などの練馬区内の湧水池、樹林地、河川、自然公園等は、区民の共有の財産として、保全され利用されてきたものである。したがって、これらの環境資源を調査、予測評価地点に選定し、本事業の実施に伴う影響の有無および程度と、必要な場合は代替措置を含む環境保全のための措置について、明確に説明する必要がある。</p> <p>八の釜憩いの森と白子川については、関越ジャンクションに近接し本事業の影響があるものと考えられ、石神井公園については、池水の一部は地下水から供給されており、地下水への影響があれば池水や生態系にも影響を与える可能性がある。</p> <p>また、事業地域内およびその周辺には、憩いの森2か所、街角の森1か所、保護樹林7か所が存在し、換気所の設置位置等によっては、影響を受けるおそれがある。</p>
21	<p>動物、植物、生態系等に関する予測結果の評価にあたっては、これらが都市に存在する意義と都市において果たしている役割を評価指標に加味し、規模の大きさや希少種の有無のみにとらわれることなく、判定すべきであると考える。</p>	<p>都市に存在するみどりやそこに棲息する動植物は、規模が小さくても、あるいは希少種が存在しなくても、地域住民の暮らしと地域環境にとって大きな役割を果たしている。この点に配慮して、評価を行う必要がある。</p>
22	<p>人と自然との触れ合い活動の場の調査にあたっては、その場所を利用している者やその保全活動を行っている者の意向を聴く手法を取り入れていただきたい。</p>	<p>人と自然との触れ合い活動の場での触れ合い活動の実態を把握するためには、利用者、保全活動団体等の意向を聴くことが重要であり、これを予測評価に反映させることが求められる。</p>

番号	意見	理由
23	<p>史跡・文化財の評価にあたっては、国・東京都・区指定もしくは登録の天然記念物、旧跡等の保護の視点を加えて評価を行い、必要な場合は保全のための措置等を検討されたい。</p>	<p>練馬区内の事業地内およびその周辺には、史跡・文化財として、国指定天然記念物「三宝寺沼沢植物群落」、東京都指定旧跡「石神井城址および三宝寺池」、練馬区登録天然記念物「八の釜の湧き水」がある。これらについて、池や湧水の水量・水質、歴史的景観などを含め、天然記念物等の保護の視点から詳細に予測評価してその影響の有無と程度を明らかにし、必要な場合は、代替措置を含む保全のための措置等を検討して示すべきであるとする。</p>
24	<p>調査、予測評価の実施および環境保全のための措置の検討にあたっては、教育施設、保育施設、医療施設、福祉施設、体育施設等の配置に配慮されたい。</p>	<p>事業実施区域やその周辺には、多数の小中学校、保育園、病院などが存在する。調査・予測評価の地点・位置の選定等にあたっては、これらの施設の存在を勘案して検討されたい。また、換気所の設置位置は、これらの施設の配置を考慮して検討するとともに、特にジャンクションや換気所などの設置位置の近傍では、これらの施設の存在に配慮した環境保全のための措置を検討することが必要である。</p>